

雇用者ストックオプションの 推計について

厚生労働省
政策統括官付参事官付
審査解析室

平成30年10月10日
産業連関技術会議

雇用者ストックオプションについて

2008SNAで雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬（現物の賃金・俸給）に記録することが提唱されていることから、産業連関表でも今回（平成27年）表から新たに、「911 雇用者所得」 - 「9113-000 その他の給与及び手当」に、「9113-000007 雇用者ストックオプション」を含むこととしている。

雇用者ストックオプション...雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付（権利確定日）又は発行日以降一定の期間内（権利行使期間）において、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格（行使価格）で購入することができる権利を付与するもの。

推計方法・結果

企業会計基準により、ストックオプションの費用計上額を財務諸表で報告することとされている*1。

H27.12~H28.11の有価証券報告書全件（4581件）をEDINET（有価証券報告書等の電子開示システム）から取得し、そのうち当期もしくは前期に新株予約権残高が存在するもの（1103件）をリストアップした。

当期または前期の残高が20億円以上のものとそれ以外の2つの層に分け、

(1) 当期か前期の残高が20億円以上の層

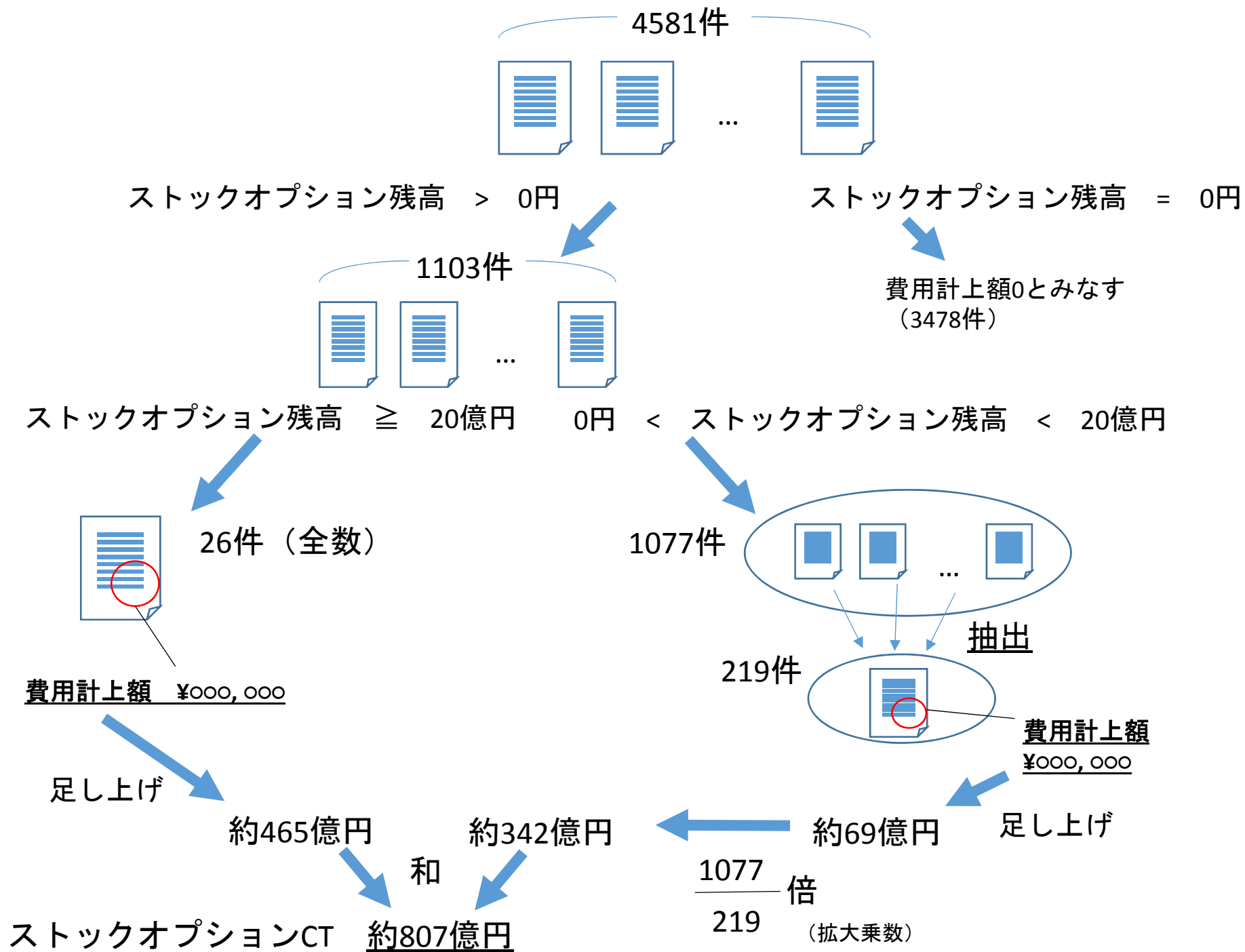
全26件の費用計上額を平成27暦年額に補正し、足し上げた。

(2) それ以外の層

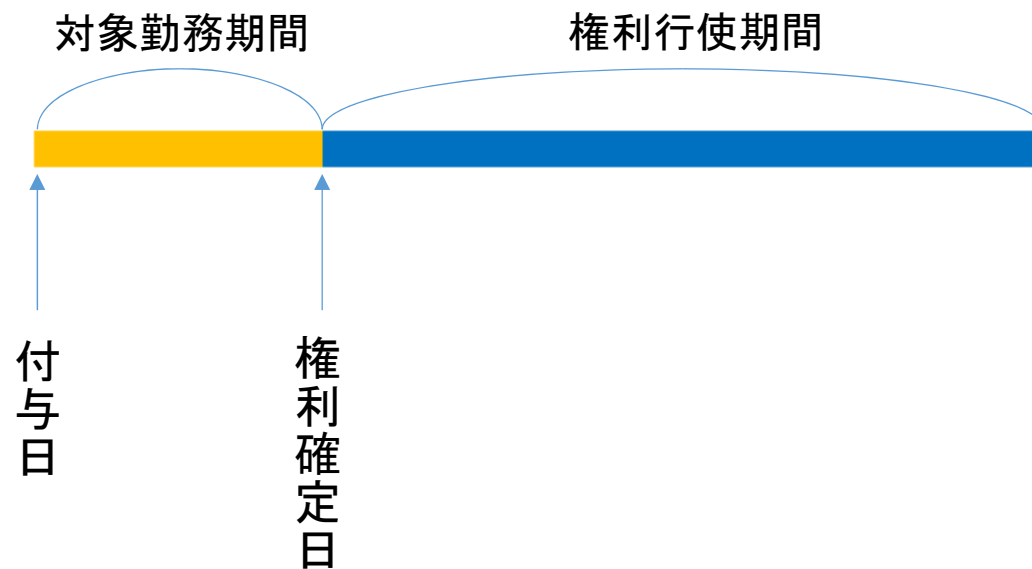
全1077件から219件を抽出し、費用計上額を平成27暦年額に補正して足し上げ、拡大乗数（抽出率の逆数）を乗じた。

⇒国内生産額 80,665百万円

*1 p.6（参考2）参照



(参考1) ストックオプションについて



対象勤務期間...権利行使のために勤務することが必要とされる期間。^{*1}

権利行使期間...この間に定められた行使価格を払い込むと株式を取得できる。^{*2}

*1 対象勤務期間は設定されない場合も多い

*2 権利を行使しない場合には単に失効する

(参考2) ストックオプションの財務諸表における開示について

有価証券報告書...上場企業と条件を満たした非上場企業は提出すべきものとされている（金融商品取引法第24条）。

有価証券報告書に含まれる財務諸表の注記として、ストックオプションに係る費用計上額を開示することとされている*1。企業は、ストックオプションにかかる費用を販売費及び一般管理費として認識することが多い。

当期に認識されるこの費用計上額は、ストックオプションの公正な評価額を、対象勤務期間にわたって配分したものとして算定される。

公正な評価額...金融商品としてのストックオプションをブラックショールズモデル等により合理的に価値を算出した評価額*2。

ストックオプション付与時に未公開であった企業は、公正な評価額をストックオプションの本源的な価値を用いて算定することが認められている。インセンティブ付与のため・税制適格ストックオプションの要件を満たすために、評価額が0となるよう行使価格を（評価額以上に）設定するケースが多いと考えられる。

*1 企業会計基準第8号ストック・オプション等に関する会計基準、企業会計基準適用指針第11号ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針

*2 http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock_option/index.html参照